

船保認第 4260 号  
令和 4 年 3 月 18 日

保護者各位

船橋市長 松戸 徹  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛期間の終了について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 2 月 9 日付船保認第 3623 号において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛の延長についてお知らせしましたが、千葉県においてまん延防止等重点措置の期間が終了するため令和 4 年 3 月 21 日をもって登園自粛及び保育料の減免適用期間は終了します。

保育所等は感染対策を徹底しながら保育を行っておりますが、子どもの感染者数はまだ十分に減少しているとは言えない状況であり、市内の保育所等においても連日複数の陽性者が確認されています。保育所等は三密を避けることが難しい環境であることから、お子様の健康状況にはご留意いただき、症状がある場合には家庭保育をするなど、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 登園自粛期間について

令和 4 年 3 月 21 日まで。

#### 2 対象施設・事業

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業

#### 3 保育料の減免について

登園自粛等により施設を利用しなかった日数分の保育料の減免は令和 4

年1月26日から3月21日分までとします。3月22日以降は自主的に登園しなかった日があった場合でも保育料の減免は行いません。

#### 4 休園（一部クラス休園）について

保育園関係者（職員及び在籍児童）に陽性者が確認され、園の中で感染の広がりが懸念される状況と判断された場合には休園（一部クラス休園含む）とすることがあります。本市では休園する場合でもできる限り休園の範囲と期間を限定するようにしていますが、休園の趣旨をご理解いただき、対象のクラスの方については感染拡大防止のため不要不急の外出をお控えいただくようご協力をお願いいたします。

また、複数の職員が陽性や濃厚接触者になるなど勤務できない状況となり安全な保育体制が確保できない場合には登園自粛や休園をさせていただくこともございます。保護者のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

なお、休園等をしない場合であっても、保育園関係者で陽性者が確認された場合には、通常時よりもいっそうお子様の健康状況にご留意いただき、症状がある場合には登園せずに受診するなど、感染拡大防止のためご協力いただきますようお願い申し上げます。

#### 5 その他

・今後の国及び県の動向、市内の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。状況が変化した場合、改めてお知らせします。

・休日保育事業についても、まん延防止等重点措置期間の終了に伴い、令和4年3月21日をもって利用自粛期間は終了します。

## 感染拡大防止についてのお願い

※お子様が陽性になった場合の療養期間中や濃厚接触者となった場合の待機期間中は保育所等の利用はできません。

※感染予防、感染拡大防止のために下記事項について十分ご配慮いただくよう引き続きご協力をお願いします。

- (1) 保護者の皆様には、送迎時にはマスクを着用いただき、体調不良時には送迎を控えてください。
- (2) お子様の健康状態により一層ご留意いただき、発熱や風邪の症状がある場合には登園を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- (3) 同居家族に体調不良の方がいる場合には登園を控えていただくようお願いいたします。
- (4) 同居家族が濃厚接触者と特定されるなど、PCR検査を受けることとなった場合、陰性が確認されるまでは、お子様の登園は控えてください。
- (5) 同居家族、お子様がPCR検査を受けることとなった場合には、登園せずに園へすみやかに報告し、結果についてもご報告をお願いします。また、同時に市（保育認定課）、保健所とも情報共有いたします。
- (6) 感染拡大リスクの一因となる「合同保育」の人数をなるべく少なくするため、可能な限り、朝・夕の保育時間を短くすることにご協力をお願いします。